

副村長就任のごあいさつ



松永 英敬

教育長就任のごあいさつ



多田 淳史

国民年金保険 将来受け取る 年金額について

老齢基礎年金は、保険料納付期間と保険料免除期間の合計が10年以上である場合、原則として65歳から受給できます。老齢基礎年金の年金額は、20歳から60歳に達するまでの40年間（480月）、すべての期間の保険料を納付した人に78万900円（月額6万5075円）（令和3年4月分からの月額）が支給されます。保険料納付済期間が40年（480月）に不足する場合は、不足する期間に応じて減額されます。老齢基礎年金の年金額の計算は、下記のような計算式になっています。（令和3年度年金額で計算した場合）

国民年金保険料の納付期限は2年間です。納付が困難な場合には免除制度を利用し、後から保険料を納めること（追納）ができます。定期的な納付と納付が困難な場合には未納とせずに免除申請を行います。

保険料納付済月数	+	全額免除月数 × 4/8	+	1/4納付月数 × 5/8	+	半額納付月数 × 6/8	+	3/4納付月数 × 7/8	=	40年（加入可能年数） × 12月
----------	---	--------------	---	---------------	---	--------------	---	---------------	---	-------------------

78万900円 × $\frac{400 + 40 \times \frac{1}{2} + 40 \times \frac{5}{8} + 40 \times \frac{6}{8} + 40 \times \frac{7}{8}}{480}$ = 74万228円（1円未満四捨五入）

※ただし平成21年3月分までは、「全額免除は2/6」、「1/4納付は3/6」、「半額納付は4/6」、「3/4納付は5/6」で、それぞれ計算されます。
 ※免除等期間について、あとから保険料を追納している期間は、保険料納付済期間に含まれます。
 ※国民年金の付加保険料を納めた期間がある場合は、「200円×付加保険料納付済月数」が老齢基礎年金（年額）に上乗せされます。

例えば、保険料納付済月数400月、全額免除月数40月、3/4納付月数40月の場合の計算式は、

78万900円 × $\frac{400 + 40 \times \frac{1}{2} (20月) + 40 \times \frac{7}{8} (35月)}{480}$ = 74万228円（1円未満四捨五入）となります。

令和3年9月定例議会において、再度の選任同意をいただき、副村長に就任いたしました。私自身まだまだ未熟ですが、これまでの行政経験を生かし、田中村長の補佐役として全力でその職責を果たしてまいります。

新型コロナウイルス感染症により、皆さまにおかれましては長きに渡り日常生活が大きく制約される中、新しい生活様式のもとで辛抱強く日常を過ごされていること存じます。

いまだ社会はコロナ禍の大変厳しい只中にあります

9月定例議会にて、教育長の任命同意をいただき、教育長に就任いたしました。

私は平成2年に奉職以来、村職員として30年間、村民の皆さまにお世話になってまいりました。

今後は教育長という立場で、行政に携わることになり、藤本前教育長をはじめ歴代教育長が進めてこられた輝かしい実績を思いつつ、その重責を痛感しております。

いま、教育を取り巻く環境は、ひとり1台端末の整備をはじめとする情報教育

が、これまで村内での感染状況が低く抑えられてきたことは、ひとえに村民の皆さまの自覚ある行動と感染予防をはじめとした日々のたゆまぬ努力の賜物であり、深く感謝と御礼を申し上げます。

さらなる占冠村の発展と、住みよい村づくりの実現に向け、引き続き村民の皆さまのお力添えをいただきながら、村づくりに邁進してまいりますので、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。再任のごあいさつとさせていただきます。

の充実や、新型コロナウイルス感染症に対応した地域住民が参画できる社会教育の振興など、コロナ禍において学校教育、社会教育の分野ともに急速に、そして劇的に変化しています。

その変化に対応し、なお一層発展させていくため、そして占冠村の子どもたち、地域の方々のために、皆さまのご指導をいただきながら、微力ではございますが、粉骨砕身努力し、誠意をもって教育行政を進めてまいりたいとお誓い申し上げます。あいさつとさせていただきます。



教育長退任のごあいさつ
藤本 武

この度、任期満了により9月末日をもちまして占冠村教育委員会教育長の職を退任いたしました。

平成21年7月1日から約12年4期間、公私ともに温かいご指導とご厚情を賜り今日の退任を迎えることができました。心から感謝し厚くお礼申し上げます。

これからは、皆さまからいただきました教訓を胸に、気持ちを新たに充実した人生となるよう邁進してまいりたいと思っておりますので、今後とも変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら皆さまのご健康とご多幸を心から祈念申し上げます。お礼と退任のあいさつにかえさせていただきます。



12年間
大変お疲れさまでした

使用済の「加熱式たばこ機器等」の廃棄について

「加熱式たばこ機器等」は充電式電池により加熱して喫煙する機器となっております。これらの電池は、収集ごみとして排出された場合、収集車の圧縮加圧装置で発火、車両火災に結びつく恐れがあり大変危険です。

現在、たばこ業界によるリサイクル事業で一部の使用済み機器の回収が行われていますが、全道で設置されている回収店舗は札幌、旭川、帯広などの都市部を中心に36店舗にとどまっています。

村内には回収店舗がないため、お手数をお掛けしますが、当面は直接村外の回収店舗へお



持ち込みいただき、リサイクル事業へのご協力をお願いいたします。回収店舗は、一般社団法人日本たばこ協会HP (<https://www.tjoi.or.jp/>) をご参照ください。

この他、バッテリーを含む使用済み電子機器等についても同様に、埋立ごみやプラスチックごみ、その他ごみとして排出されないよう分別のご協力をお願いします。

「加熱式たばこ機器等」をやるむを得ず廃棄する場合は、役場およびトマム支所設置の『電池回収ボックス』に入れてください。

ごみの排出で不明な点がありましたらご相談ください。

